

「家賃支援給付金」申請サポートについて

国が実施している「家賃支援給付金」は、「電子申請」となっているため、ご自身では手続きが困難な事業者を対象に、商工会でサポートしながら電子申請できるよう独自のサポート窓口を開設しております。

感染拡大防止のため予約制としておりますので、申請サポートが必要な方は、商工会にお問い合わせください。

給付金申請期間	令和2年7月14日(火)～令和3年1月15日(金)
申請サポート期間	令和2年7月14日(火)～令和3年1月8日(金) 9:00～16:00(土日・祝祭日・年末除く)

申請において不備がある場合、電子申請の送信完了の締め切りに間に合わなくなる場合がありますのでお早めにお問い合わせください。

場 所	佐野市あそ商工会(本所・葛生支所)
申 込 方 法	電話/FAX等により、希望の会場へご確認(予約)の上ご来会下さい。 本 所 電話：0283-62-3655 FAX：0283-62-7915 葛生支所 電話：0283-85-2539 FAX：0283-85-2586

【給付の対象となる方】(①②③すべて満たす事業者)

- ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
- ②5月～12月の売上高について、1カ月で前年同月比50%以上減少、または連続する3カ月の合計で前年同月比30%以上減少している方
- ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料の支払いのある方

【給付額】

(法人)最大600万円 (個人)最大300万円

【必要書類】

以下の書類を持参の上、来会ください。

- ①-1確定申告書第一表の控え(1枚)…税務署の「收受印」が必要です。
※「收受印」がない場合は、e-Taxの「受信確認」
又は「納税証明書(その2所得金額用)」をご用意ください。
- ①-2<個人事業主>所得税青色申告決算書の控え(1枚目・2枚目)
- ①-2<中小法人等>法人事業概況説明書の控え(両面)
- ②2020年分の対象とする月の売上台帳等
※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。
- ③賃貸契約書の写し
- ④直前3カ月間の賃料の支払い実績を証明する書類
- ⑤給付金の振り込みをする通帳の写し
※通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方をコピー(1枚ずつ)ください。
- ⑥誓約書
- ⑦<個人事業主の方のみ>本人確認書類
※運転免許証(運転経歴証明書)の両面をコピーなど

○感染拡大防止のため、事前の検温やマスクの着用をお願いします。

○申請の順番によって、お待ちいただくこともありますので、予めご了承ください。